

審決

無効 2011-800136

東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル
請求人 カヤバ工業株式会社

大阪府大阪市中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ 12F
代理人弁護士 松本 司

東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル 7F
代理人弁護士 井上 裕史

東京都大田区蒲田4丁目42番12号 新生ビル
被請求人 株式会社データ・テック

東京都港区芝2丁目29番10号 パシフィックシティ芝ビル6F 鈴木国際特
許事務所
代理人弁理士 鈴木 正剛

東京都港区芝2丁目29番10号 パシフィックシティ芝ビル6F 鈴木国際特
許事務所
代理人弁理士 栗下 清治

東京都港区芝2丁目29番10号 パシフィックシティ芝ビル6F 鈴木国際特
許事務所
代理人弁理士 藤掛 宗則

上記当事者間の特許第3229297号発明「移動体の操作傾向解析方
法、運行管理システム及びその構成装置、記録媒体」の特許無効審判事件に
ついて、次のとおり審決する。

結 論

訂正を認める。
本件審判の請求は、成り立たない。
審判費用は、請求人の負担とする。

理 由

第1 手続の経緯

平成11年10月12日 出願（優先日平成10年10月12日）
平成13年 9月 7日 登録（請求項の数20）
平成14年 5月20日 特許異議申立て（異議2002-71235）
平成14年 8月16日付取消理由通知
平成14年10月25日 訂正請求（請求項1～16の訂正と請求項
17～20の削除）
平成15年 1月21日付異議決定（訂正を認め、請求項1～16の
特許を維持）
平成15年 2月18日 確定登録
平成23年 1月28日 無効審判請求（無効2011-800013）

平成23年 7月11日付審決（無効2011-800013；請求
不成立）
平成23年 8月 4日 本件無効審判請求
平成23年 8月16日 知財高裁出訴（23（行ケ）10265）
平成23年 9月16日 答弁書及び訂正請求書
平成23年 9月21日 訂正請求書を対象とする手続補正書
平成23年10月27日付上申書（請求人）
平成23年11月17日付審理事項通知書
平成23年12月26日 手続補正書兼口頭審理陳述要領書（請求人）
平成24年 1月10日 上申書（請求人）
平成24年 1月31日付口頭審理陳述要領書（被請求人）
平成24年 2月17日 口頭審理

第2 当事者の主張

1. 請求人の主張

請求人は、審判請求書において、「特許第3229297号の請求項9、請求項15に係る発明についての特許を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする。」との審決を求めている。そして、下記証拠方法を提出し、審判請求書においては、下記（1）～（4）のとおり、平成23年12月26日付の手続補正書兼口頭審理陳述要領書においては、下記（5）～（8）のとおり主張している。

（1）本件特許の請求項9及び請求項15に係る発明は、甲第1号証に記載された発明と同一である。よって、請求項9及び請求項15に係る発明は、特許法29条1項3号に違反する発明であって、同法123条1項2号の無効事由を有する。

（2）本件特許の請求項9及び請求項15に係る発明は、甲第2号証に記載された発明と同一である。よって、請求項9及び請求項15に係る発明は、特許法29条1項3号に違反する発明であって、同法123条1項2号の無効事由を有する。

（3）本件特許の請求項9及び請求項15に係る発明は、甲第2号証に記載された発明に甲第1号証に記載された発明を適用することにより容易に想到できた発明であって、特許法29条2項に違反する発明であるから、同法123条1項2号の無効事由を有する。

（4）本件特許の請求項9及び請求項15に係る発明は、甲第3号証に記載された発明に甲第1号証に記載された発明を適用することにより容易に想到できた発明であって、特許法29条2項に違反する発明であるから、同法123条1項2号の無効事由を有する。

（5）訂正後の請求項15に係る発明は、甲第4号証に記載された発明と同一であって新規性を欠如する。

（6）訂正後の請求項9及び請求項15に係る発明は、甲第5号証に記載された発明と同一であって新規性を欠如する。

（7）訂正後の請求項9及び請求項15に係る発明は、甲第4号証に記載された発明に甲第1号証に記載された発明または周知技術を適用することにより容易に想到できた発明であって進歩性を欠如する。

（8）訂正後の請求項9及び請求項15に係る発明は、甲第5号証に記載された発明に甲第1号証に記載された発明または周知技術を適用することにより容易に想到できた発明であって進歩性を欠如する。

〈証拠方法〉

甲第1号証：実願平3-26831号（実開平4-123472号）の
マイクロフィルム

甲第2号証：特開平6-223249号公報

甲第3号証：特開昭62-144295号公報

甲第4号証：特開平10-24784号公報
甲第5号証：特開平10-177663号公報
甲第6号証の1：特開平5-150314号公報
甲第6号証の2：特開平5-258144号公報
甲第6号証の3：特開平6-4733号公報
甲第6号証の4：特開平6-300773号公報
甲第6号証の5：特開平10-63905号公報
甲第7号証：特開平9-147159号公報
甲第8号証：東京地裁平成23年11月30日判決（平成22年（ワ）
第40331号）

甲第1号証ないし甲第3号証は、審判請求書と共に提出されたものであり、甲第4号証ないし甲第8号証は、平成23年12月26日付手続補正書兼口頭審理陳述要領書と共に提出されたものである。

2. 被請求人の主張

被請求人は、答弁書において、「審判請求を棄却する。審判費用は請求人の負担とする。」との審決を求めており、平成24年1月31日付の口頭審理陳述要領書も併せると、被請求人の主張は、概略次のとおりである。

また、被請求人は、「車の挙動」等の用語に関して、乙第1の1号証ないし乙第1の3号証（グーグル検索結果表示画面をプリントアウトしたもの）を提出している。

（1）甲第1号証について、加減速ランクデータは、車両走行時に検出された加減速データのディメンジョンを変換する際に参照される指標に過ぎず、「移動体の挙動を特定挙動と判定」するための条件とはいえない。

（2）甲第2号証について、事故を示し得るような異常状態あるいは異常操作は、エアバッグの作動等、外部から受ける強い衝撃を前提としたものであり、訂正発明の「特定挙動」と同じものということとはできない。

（3）甲第1号証ないし甲第3号証には、「特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集する」ことは記載されていない。

第3 訂正について

1. 訂正の内容

平成23年9月16日付けでなされた訂正請求（以下「本件訂正」という。）は、特許第3229297号の願書に添付した明細書（以下「訂正前明細書」という。）を、訂正請求書に添付した訂正明細書（以下「訂正明細書」という。）のとおりに訂正しようとするものであり、以下の訂正事項を含む（アンダーラインは請求人による）。

（1）訂正事項A

訂正前明細書の特許請求の範囲の請求項9に

「移動体の挙動を検出するセンサ部と、前記挙動を特定挙動と判定するための挙動条件に従って前記センサ部で検出された当該移動体の挙動において前記特定挙動の発生の有無を判定し、前記移動体の操作傾向の解析が可能となるように、前記特定挙動の発生に応じて当該移動体の特定挙動に関わる情報を所定の記録媒体に記録する記録手段とを有し、前記記録媒体は、前記移動体の識別情報、前記移動体の操作者の識別情報、前記移動体の挙動環境の少なくとも1つに従って分類される分類毎に作成されたカード状記録媒体であり、このカード状記録媒体に少なくとも前記挙動条件が記録されている、データレコーダ。」

とあるのを次のとおりにする訂正。

「移動体の挙動を検出するセンサ部と、前記挙動を特定挙動と判定して当該特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集するための収集

条件に従って前記センサ部で検出された当該移動体の挙動において前記特定挙動の発生の有無を判定し、前記移動体の操作傾向の解析が可能となるように、前記特定挙動の発生に応じて前記収集条件に適合する挙動に関わる情報を所定の記録媒体に記録する記録手段とを有し、前記記録媒体は、前記移動体の識別情報、前記移動体の操作者の識別情報、前記移動体の挙動環境の少なくとも1つに従って分類される分類毎に作成されたカード状記録媒体であり、このカード状記録媒体に少なくとも前記収集条件が設定されている、データレコーダ。」

(2) 訂正事項B

訂正前明細書の特許請求の範囲の請求項11に

「前記記録手段は、前記特定挙動が発生していないと判定されている場合に当該移動体の挙動に関わる情報を前記特定挙動に関わる情報と区別して間欠的に前記記録媒体に記録する、請求項9のデータレコーダ。」

とあるのを次のとおりにする訂正。

「前記記録手段は、前記特定挙動が発生していないと判定されている場合に当該移動体の挙動に関わる情報を前記特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報と区別して間欠的に前記記録媒体に記録する、請求項9のデータレコーダ。」

(3) 訂正事項C

訂正前明細書の特許請求の範囲の請求項15に

「移動体の特定挙動に関わる情報を収集するための収集条件を所定の記録媒体に設定する処理、前記設定された収集条件に適合する挙動に関わる情報が記録された前記記録媒体からその記録情報を読み出す処理、読み出した情報から当該移動体の操作傾向を解析する処理をコンピュータ装置に実行させるためのデジタル情報が記録された、コンピュータ読取可能な記録媒体。」

とあるのを次のとおりにする訂正。

「移動体の挙動を特定挙動と判定して当該特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集するための収集条件を所定の記録媒体に設定する処理、前記設定された収集条件に適合する挙動に関わる情報が記録された前記記録媒体からその記録情報を読み出す処理、読み出した情報から当該移動体の操作傾向を解析する処理をコンピュータ装置に実行させるためのデジタル情報が記録された、コンピュータ読取可能な記録媒体。」

(4) 訂正事項D

訂正前明細書の段落【0016】に記載された

「本発明のデータレコーダは、移動体の挙動を検出するセンサ部と、前記挙動を特定挙動と判定するための挙動条件に従って前記センサ部で検出された当該移動体の挙動において前記特定挙動の発生の有無を判定し、前記移動体の操作傾向の解析が可能となるように、前記特定挙動の発生に応じて当該移動体の特定挙動に関わる情報を所定の記録媒体に記録する記録手段とを有する。前記特定挙動が危険挙動である場合、前記記録手段は、当該危険挙動の条件を定めた条件パターンと前記センサ部で検出された挙動パターンとの適合性に基づいて前記危険挙動の発生の有無を判定し、危険挙動が発生したときは当該危険挙動に関わる情報を記録するように構成される。また、記録手段は、前記特定挙動が発生していないと判定されている場合に当該移動体の挙動に関わる情報を前記特定挙動に関わる情報と区別して間欠的に前記記録媒体に記録するようにする。この記録媒体は、好ましくは、移動体の識別情報、移動体の操作者の識別情報、移動体の挙動環境の少なくとも1つに従って分類される分類毎に作成されたカード状記録媒体とし、このカード状記録媒体に少なくとも前記挙動条件が記録されるようにする。」

を次のとおりにする訂正。

「本発明のデータレコーダは、移動体の挙動を検出するセンサ部と、前記挙動を特定挙動と判定して当該特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集するための収集条件に従って、前記センサ部で検出された当該移動体の挙動において前記特定挙動の発生の有無を判定し、前記移動体の操作傾向の解析が可能となるように、前記特定挙動の発生に応じて前記収集条件に適合する挙動に関わる情報を所定の記録媒体に記録する記録手段とを有し、前記記録媒体は、前記移動体の識別情報、前記移動体の操作者の識別情報、前記移動体の挙動環境の少なくとも1つに従って分類される分類毎に作成されたカード状記録媒体であり、このカード状記録媒体に少なくとも前記収集条件が設定されている、データレコーダである。前記特定挙動が危険挙動である場合、前記記録手段は、当該危険挙動の条件を定めた条件パターンと前記センサ部で検出された挙動パターンとの適合性に基づいて前記危険挙動の発生の有無を判定し、危険挙動が発生したときは当該危険挙動に関わる情報を記録するように構成される。

また、記録手段は、前記特定挙動が発生していないと判定されている場合に当該移動体の挙動に関わる情報を前記特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報と区別して間欠的に前記記録媒体に記録するようにする。」

(5) 訂正事項E

訂正前明細書の段落【0020】に記載された

「本発明の記録媒体は、移動体の特定挙動に関わる情報を収集するための収集条件を所定の記録媒体に設定する処理、前記設定された収集条件に適合する挙動に関わる情報が記録された前記記録媒体からその記録情報を読み出す処理、読み出した情報から当該移動体の操作傾向を解析する処理をコンピュータ装置に実行させるためのデジタル情報が記録された、コンピュータ読取可能な記録媒体である。」

を次のとおりにする訂正。

「本発明の記録媒体は、移動体の挙動を特定挙動と判定して当該特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集するための収集条件を所定の記録媒体に設定する処理、前記設定された収集条件に適合する挙動に関わる情報が記録された前記記録媒体からその記録情報を読み出す処理、読み出した情報から当該移動体の操作傾向を解析する処理をコンピュータ装置に実行させるためのデジタル情報が記録された、コンピュータ読取可能な記録媒体である。」

(6) 訂正事項F

訂正前明細書の段落【0051】に記載された

「また、第1実施形態では、危険を認識するための条件パターンを図2、図3に示されるような条件ステップの形式で保持されていた。しかし、条件パターンは必ずしもこのような形式で保持される必要はなく、以下に説明する第2実施形態は、2次元計測から求められる条件パターンをモデリングした他の形式を適用したものである。」

を次のとおりにする訂正。

「また、第1実施形態では、危険を認識するための条件パターンを図2、図3に示されるような条件ステップの形式で保持されていた。しかし、条件パターンは必ずしもこのような形式で保持される必要はなく、以下に説明する実施形態は、2次元計測から求められる条件パターンをモデリングした他の形式を適用したものである。」

2. 訂正の適否についての検討

訂正の適否は、特許請求の範囲に関わる訂正については、請求項ごとに判断しなければならない。

(1) 訂正事項A及び訂正事項Bについて

訂正事項Aは、請求項9を訂正するものであるが、請求項10及び請求項11は請求項9の従属項であるから、訂正事項Aは、請求項10及び請求項11についても請求項9と同じ内容の訂正をするものといえる。そして、訂正事項Aは、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであり、かつ、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものであって、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

訂正事項Bは、請求項11を訂正するもので、明りょうでない記載の釈明を目的とするものであり、かつ、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものであって、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

したがって、訂正事項Aによる請求項9の訂正は適法なものである。

一方、訂正事項Aによる請求項10の訂正と、訂正事項A及びBによる請求項11の訂正については、これらの請求項は本件審判請求の対象とされていない請求項であるから、適法な訂正といえるためには、いわゆる独立特許要件を備えることが必要であるが、この点については、訂正後の請求項9に係る発明について請求人が主張する無効理由（新規性欠如、進歩性欠如）を検討した後で判断することとする。

（2）訂正事項Cについて

訂正事項Cは、請求項15を訂正するもので、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであり、かつ、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものであって、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。したがって、訂正事項Cによる請求項15の訂正は適法なものである。

（3）訂正事項Dないし訂正事項Fについて

訂正事項Dは、明細書の段落【0016】を訂正するもので、明りょうでない記載の釈明を目的とするものであり、かつ、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものであって、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

訂正事項Eは、明細書の段落【0020】を訂正するもので、明りょうでない記載の釈明を目的とするものであり、かつ、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものであって、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

訂正事項Fは、明細書の段落【0051】を訂正するもので、誤記の訂正を目的とするものであり、かつ、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものであって、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではない。

したがって、訂正事項Dないし訂正事項Fは適法なものである。

3. 小括

以上のとおりであるから、少なくとも請求項10及び請求項11の訂正を除いて、本件訂正は、特許法第134条の2第1項ただし書き第1号、第2号及び第3号に掲げる事項を目的とし、かつ同条第5項で準用する同法第126条第3項及び第4項の規定に適合する。

請求項10及び請求項11の訂正が特許法第134条の2第5項で準用する同法第126条第5項の規定（独立特許要件）を満たすか否かについては、「第5」に記載する。

第4 無効理由についての当審の判断

口頭審理において確認されたように、請求人が平成23年12月26日付で提出した、「手続補正書兼口頭審理陳述要領書」と題する書面は、口頭審理陳述要領書であるとともに、特許法第131条の2第2項第1号に該当することを理由として請求の理由を同書面に記載されたとおりのものに補正す

ることについて審判長の許可を求める書面であるところ、審判長はこの補正を許可しなかった（特許法第131条の2第2項柱書）。該補正後の請求の理由は、甲第4号証及び甲第5号証を新たに引用して、甲第4号証に基づく新規性欠如、甲第5号証に基づく新規性欠如、甲第4号証を主引用例とする進歩性欠如、甲第5号証を主引用例とする進歩性欠如などを主張するものであり、訂正請求によって追加的に必要となった事項を限度として、請求の理由を変更するものとは認められない。

また、口頭審理陳述要領書としての上記書面における請求人の主張は、上記補正が許可されることを前提としたものであるから、これを採用することはできない。

そこで、無効理由の判断にあたっては、訂正後の請求項9に係る発明及び訂正後の請求項15に係る発明を甲第1号証ないし甲第3号証と対比することにより行うこととする。以下においては、訂正後の請求項9に係る発明を「訂正発明1」といい、訂正後の請求項15に係る発明を「訂正発明2」という。また、訂正発明1と訂正発明2を区別しないときは、単に「訂正発明」という。

1. 刊行物に記載された事項

(1) 甲第1号証

請求人が甲第1号証として提出した、本件特許の出願前（優先日前）に頒布された刊行物である、実願平3-26831号（実開平4-123472号）のマイクロフィルムには、車両運行データ収集装置に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

1 a) 「【0001】

【産業上の利用分野】

本考案は車両に搭載して使用される車両運行データ収集装置にかかり、特に、運転者の運転状況を把握するのに有効な車両の加速及び減速の履歴情報を有する車両運行データを収集する車両運行データ収集装置に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

車両の加速及び減速の履歴情報は、運転者の運転状況を把握し、燃費や安全運転などを管理する上で有効な車両運行データである。」

1 b) 「【0005】

このように、収集される車両運行データは車両が走行する道路の状況によって大きく左右され、一般道路を多く走行した場合には高ランクの加速の頻度が多くなり、高速道路を多く走行した場合には低ランクの加速の頻度が多くなる。従って、高ランクの加速が多い走行を行った車両の運転者が、高速道路を多く走行し、低ランクの多い走行をした車両の運転者の運転よりも、経済運転や安全運転をしていないと判断するのは適当でなく、この装置によって収集したデータはあまり有効に利用できるとは言い難い。

【0006】

よって本考案は、上述した従来の問題点に鑑み、道路状況に左右されないで、運転者の運転状況を把握するのに有効な、加減速の履歴情報を含む車両運行データを収集することのできる車両運行データ収集装置を提供することを課題としている。」

1 c) 「【0010】

【実施例】

以下、本考案の実施例を図面に基いて説明する。第2図は急加速及び急減速の履歴情報の他に、時々刻々変化する車速データ、走行距離などを含む車両運行データを収集するように構成された本考案による車両運行データ収集装置の一実施例を示す。

【0011】

同図において、車両運行データ収集装置は、車両のトランスミッションに

図示しない連結手段によって連結され、車両の走行に伴って車速に応じた周波数の走行信号を発生する走行センサ１と、この走行センサ１からの走行信号をサンプリングして入力するマイクロコンピュータ（ＣＰＵ）２と、実時間を表す時刻情報を発生するカレンダー及び時計３と、記録媒体としてのＩＣメモリカード４が挿抜されるカードコネクタ５とを有する。

【００１２】

ＣＰＵ２は、制御プログラムなどを格納したＲＯＭ２１と、各種のデータを格納するデータエリアやＣＰＵ２の動作に使用するワークエリアなどを有するＲＡＭ２２とを内蔵し、ＲＯＭ２１中の制御プログラムに従って動作して各種の仕事を行う。

【００１３】

上記ＩＣメモリカード４には、図３に示すように、カードを識別するためのカードＩＤを書き込むためのカードＩＤエリア４１と、後述する運行データ解析装置によって書き込まれる各種の設定データＤｓを格納する設定データエリア４２と、収集した車速や走行距離データを書き込むための運行データエリア４３と、オプションデータエリア４４とが形成されている。設定データエリア４２には、図４に示すようなランク１乃至８の加速ランクデータ（ $m/秒^2$ ）とランク１乃至８の減速ランクデータ（ $m/秒^2$ ）とが格納されている。

【００１４】

また、オプションエリア４４には、図５に示すように、加減速ランクの出現回数として加減速に関する車両運行データを格納するため、８つの加速ランクカウンタＲＵＣ１乃至ＲＵＣ８のエリア４４ａと、８つの減速ランクカウンタＲＤＣ１乃至ＲＤＣ８のエリア４４ｂとが設けられている。」

１ｄ）「【００２１】

なお、上述の車両運行データ収集装置によってＩＣメモリカード４に書き込まれ収集された車両運行データは、図１０に示すように、パーソナルコンピュータからなる解析装置１０に接続されたＲＷ１１にＩＣメモリカード４を挿入することによって解析装置１０に読み取られて解析される。

【００２２】

解析装置１０は、ＦＤドライバ１０ａにＦＤ１２が装着されるとメニュー表示をＣＲＴ１０ｂに行う。このメニューには、カード初期化処理、終了処理、ＦＤ読取り処理、カード読取り処理があり、初期化処理が選択されると、ＲＷ１１に装着されているＩＣメモリカード４の初期化を行い、このときＩＣメモリカード４の設定データエリアに加速及び減速ランクデータを書き込む。なお、１０ｃはキーボードで、解析装置１０の動作を指令したり、設定データを作製するなどの際に使用される。」

１ｅ）「【００４９】

【効果】

以上説明したように本考案によれば、停車毎の他、最大ランク又はこれに近いランクの急減速の検出や、減速の開始から車速の連続した所定値の低下の検出毎に、それまでの１サイクルの最大加減速ランクをインクリメントしているので、道路状況に左右されないで、運転者の運転状況を把握するのに有効な、加減速の履歴情報を含む車両運行データを収集することのできる。」

（２）甲第２号証

請求人が甲第２号証として提出した、本件特許の出願前（優先日前）に頒布された刊行物である、特開平６－２２３２４９号公報には、自動車操作イベントの記録方法および装置に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

２ａ）「【０００１】

【産業上の利用分野】本発明は自動車レーダシステムに関し、詳しくは自動

車レーダシステムにおける操作的なイベント（事象）を記録するための装置および方法に関する。」

2 b) 「【0006】また、事故復元に有用なデータの記録以外にも、自動車機能、操作状態、環境データなどの標準的なデータも記録できることが望ましく、ドライバーの好みに合わせた装置配置や、許可されない者の運転を防止する認可機能、あるいは自動車電子制御システムやレーダシステム用の全システムソフトウェアをグレードアップするための適宜な手段を備えることも望まれる。」

2 c) 「【0015】入出力モジュール4は、様々な自動車センサ4 aからの情報をマイクロコントローラ3 bに送り、これらの情報は受信されたレーダ信号で示されるターゲットの危険度の計算や、自動車の操作状態、環境の検出に用いられる。自動車速度、エンジン温度、オイル圧、エンジン回転速度RPM、オイル温度、トランスミッション液温度、冷却水温度、環境あるいは自動車機能に関するその他の値の測定には、一般に知られている通常のセンサが使用され得る。信号処理ユニット3それ自体は、送受信されたレーダ信号から、自動車へのターゲットの接近速度（CR）、種々のターゲットへの距離（D）、自動車に対するターゲットの移動方向（接近するか遠ざかっている）などの情報を生成する。また、ブレーキペダル圧力センサ、ブレーキ油圧ライン圧センサ、タイヤ圧、加速時計センサ（前後への加速／減速および左右への加速）、方向転換速度および転換角度センサ、衝撃センサ（乗り物用のエアバッグをトリガするために使用される）、ワイパー状態（雨の検出のため）センサ、フォグライトセンサ、霜取り状態センサ、地理位置情報センサなど、追加のセンサを設けることにより、多様な情報を得ることも可能である。これら情報の一部あるいはすべて、もしくは類似の関連データを記録することにより、事故再現時の信頼性が高まり費用も低減される。」

2 d) 「【0030】操作時にRAMカード20がRAMカードレセプタクル21に挿入される。実施例では、選択されるデータは、通常は自動車が発進した後にマイクロコントローラ22によって自動車センサ4 aや信号処理モジュール3から収集される。」

2 e) 「【0032】RAMカードの操作には複数の異なる操作モードがあり、第1モードでは、選択されたデータはRAMカード20上のメモリ54がふさがるまで（図示される実施例では約15分かかる）およそ0.5秒ごとに記憶される。その後、マイクロコントローラ22によってRAMカード20に送られたアドレスは、用いられる第1アドレスにリセットされ、メモリ54内の古いデータは新規のデータに重ね書きされる（すなわち、メモリ54は循環キューとして操作される）。これは操作の最後の15分（メモリ54のインターバルが長い場合や容量が大きい場合は、もう少し長い時間）の『移動ウィンドウ』を規定する。RAMカード20への外部電力が切られた場合（例えば自発的にあるいは事故によって自動車がわきにそれた場合）や自動車が動かない場合は記録操作も停止されるが、所望とあれば、遅延ターンオフ時間を用いて外部電源が切られた後もしばらくは記録が継続されて、エンジン内の残熱値として冷却水の温度などが記録される。」

2 f) 「【0035】第2操作モードの別の変形では、最新ページ以外のページの記録は、自動車の操作値あるいは性能値が所定のしきい値を越えたり、事故発生などの異常事態によってトリガされる。例えば、エンジン温度などひとつあるいは複数の値がしきい値を越えた場合にのみ運転整備センサ値が記録される。別の例として、最新ページ以外の記録は、突然の加速、減速、突然のブレーキ操作、エアバッグの作動など、事故を示し得るような異常状態によってトリガされる。また、記録は手動によってもトリガされる。メモリの個別のページにそのような情報が記録され、特別の事態にのみトリガされることによって、後の分析のための自動車／ドライバー機能のデータ捕獲が可能となる。

【0036】第3操作モードでは、突然の加速、減速、突然のブレーキ操

作、エアバッグの作動など異常操作が発生した場合には、事後分析のためにその事態をとりまくより多くのデータ値を記憶すべく、記録速度が増す。」

2 g) 「【0041】RAMカード20が自動車システムから取り外されたら、カードはPC60からのデータ検索のためにインターフェイスレセプタクル21に挿入される。そしてマイクロコントローラ22と関連して上述されたプロセスを用いて、マイクロコンピュータPCの制御の下にRAMカード20からデータが読み出される。すなわち、データは二方向コネクタ61を介し、パラレルポートを通してマイクロコントローラへとシリアルに伝送される。マイクロコントローラは、周知の方法でソフトウェア制御の下にシリアルデータをパラレルに変換する。

【0042】データがRAMカード20から読み出されたら、その情報がイベント記録情報か、走行モニタ情報か、メンテナンス情報か、あるいはその他の情報であるかにしたがって、多様な表形態でコンピュータに表示される。データの表示方法は設計事項に含まれる。

【0043】RAMカード20は取り外し可能であり、比較的安価であるので、量販車やバスなどの特定乗物の各ドライバーは個人用のRAMカード20を所有することができる。」

2 h) 「【0047】本発明のこの態様はまた、自動車の操作指標をドライバーの意向に合わせて「特別化」あるいは「個人化」するのにも用いられる。例えば、量販車あるいはバスなどのドライバーはRAMカード20を用いて、所望の前方間隔、警告しきい値、自動車の電子制御システムを介してセットされるその他のパラメータに関する各自の意向を車両に組み込むことができる。」

2 i) 「【0052】

【発明の効果】以上のように、本発明のイベント記録装置は、偶発事故などが記録を停止するまでデータの記録を行い、事故後にRAMカード20を取り外して、その事故に至るまでの事象をマッチインターフェイス付きの標準パーソナルコンピュータを使用して再生することが可能となる。このように本発明は、様々な標準自動車機能、操作状態、環境データと同様に、事故復元においても非常に有効である。」

(3) 甲第3号証

請求人が甲第3号証として提出した、本件特許の出願前（優先日前）に頒布された刊行物である、特開昭62-144295号公報には、車輛運転管理システムに関し、図面とともに次の事項が記載されている。

3 a) 「【産業上の利用分野】

この発明は、車輛を利用するドライバーの運転状態を管理するシステムに係り、特に安全スピード及び粗雑運転を判別し、走行距離を用途（時間帯）別に区分して把握することができる車輛運転管理システムに関する。

【従来の技術】

ドライバーが乗用自動車やその他の車輛を運転する場合におけるスピードの出し過ぎや急発進・急制動の有無乃至その回数、或いは用途別（私用、公用、通勤等）の走行距離の管理は、従来ドライバーの自覚に任されており、客観的に評価することは困難であった。

特に使用する車輛が社有自動車或いは社用供与自動車等の場合においては、管理区分乃至責任を明確にする必要性が高く、信頼性のある運転管理システムが望まれている。

【発明が解決しようとする問題点】

この発明は上記事情に鑑みて創案されたものであってその第1の課題は、スピードの出し過ぎや急発進・急制動の有無乃至その回数を予め設定された基準値を基に自動判定し、また走行距離を用途別（私用、公用、通勤等）に区分して把握してドライバーの運転管理データを得るシステムを提供するにある。

この発明の第2の課題は上記課題に加えて、他のデータ処理装置から入力

されるデータと共に統合的にドライバーの運転管理データを得るシステムを提供するにある。」（第2頁左下欄第9行～右下欄第17行）

3b)「ここで運転データ記録装置2から管理データ処理装置3へデータを送るには書込部10Aを介して外部記憶体1へデータをストアさせ（管理データ処理装置3側でデータの読出しを行い）或いはデータ通信部10Bを介してのデータ転送させること等により行うことができる。」（第3頁右下欄第16行～第4頁左上欄第1行）

3c)「【実施例】

以下に、この発明の車輛運転管理システムを社有自動車に適用し、外部記憶体としてICカードを用いた好適実施例を第3図及び第4図に基づいて説明する。

第3図は、車輛運転管理システムのハード構成を示す概略図であり、車輛Vに搭載された運転データ記録装置2と、該運転データ記録装置2により運転データが書込まれるICカード1と、事業乃至販売場所に設置してあって該ICカード1の磁気ストライプの識別データ記憶部1bから識別データを読取る磁気テープ読取式データ処理装置4と、管理事務所等にある管理データ処理装置3とから構成されている。

また、前記ICカード1は、カードにCPUとICメモリが設けられた構成からなっており、運転データを書込むための運転データ記憶部1aを構成し、カードの外表面に取外けられた磁気ストライプが識別データを記憶している識別データ記憶部1bとなる構成からなっている。

そして、識別データ記憶部1bには、本実施例の場合、オペレータの識別コード（IDコード）が適宜書込手段によって予め書込まれている。

次に、運転データ記録装置2は、データ読取書込部2aを備えたマイクロコンピュータ構成からなっており、I/OポートとCPUと演算部20とを有している。

この運転データ記録装置2には、車輛Vの駆動輪系乃至速度計に設けられて所定のサンプリング間隔で車速を検出する検出部5がインターフェースを介して接続されており、運転データ記録装置2に検出信号を入力している。

該検出部5で検出されない運転データはマニュアル入力スイッチ2b（本実施例では、入力データの種類の決定するロータリースイッチと、その値を設定するデジタルスイッチとからなっている）により随時入力することができる構成となっている。

また、運転データ記録装置2にはバッテリーバックアップされたクロックジェネレータからなる時計機能6が設けられており、日時や時刻等のクロック信号を演算部20に入力している。

次に、上記演算された運転データは、マニュアル入力スイッチ2bから入力されたデータと共に運転データ記録装置2のデータ読取書込部10Aを介してICカード1の運転データ記憶部1aに書込まれる。

また、ドライバーが作業中に、例えばガソリンスタンドで給油する場合には、給油所にある磁気テープ読取式データ処理装置41に上記ICカード1の磁気ストライプからなる識別データ記憶部1bに記憶された識別コードを読取らせ、給油量・料金等の処理データと一体化して記録させる。」（第4頁左上欄第7行～左下欄第19行）

3d)「このように、運転に関連してドライバーがICカード1を磁気カードとして用いて磁気テープ読取式データ処理装置4で処理したデータは、ドライバーの識別コードに基づいて管理データ処理装置3で統合的にデータ処理乃至記録される。」（第4頁右下欄第9～13行）

3e)「上記システムにおいて、運転データの管理は第4図で示す如き構成で行われる。

即ち、検出部5から入力された車速データは、記録装置2の演算部20に入力される。

該演算部20では、車速データを安全スピード判定手段13に入力する。

この安全スピード判定手段13には、予め安全走行の励行として基準スピ

ードが設定されており、入力された車速データが上記基準スピードを超えるか否かを判定する。

ここで、安全スピード判定手段１３で判定する安全スピード基準値の一例を示せば、例えば第１基準を時速８０Ｋｍ以上１１０Ｋｍ未満、第２基準を時速１１０Ｋｍ以上に分けて判定する構成等である。

また、この車速データは、スピード変化率算出手段１１に入力されて一定時間における速度変化率が算出され、次いで粗雑運転判定手段１２でこの変化率が予め急速発進として設定されている基準変化率を超えているか否か及び急制動として設定されている基準変化率を下回っているか否かによって急速発進及び急制動が判定される。」（第５頁左上欄第１３行～右上欄第１３行）」

３ｆ）「この運転評価手段３１は、上記各データを基に運転評価を行うもので、その一例を示せば、安全スピード運転評価手段３３では、安全スピード判定手段１３で判定された基準スピード以上のスピードを出した回数をカウントし所定係数との積をポイントとして算出する。

ここで、安全スピード基準値は第１基準を時速８０Ｋｍ以上１１０Ｋｍ未満とし、第２基準を時速１１０Ｋｍ以上としており、安全スピード運転評価手段３１でそれぞれの基準値を超えた回数をカウントしその回数とそれぞれの係数との積を算出する。

次ぎに粗雑運転評価手段３２では、粗雑運転判定手段１２で判定された急速発進及び急制動の回数がカウントされ、これに対応する所定係数との積をポイントとして算出する。」（第５頁右下欄第１～１５行）」

３ｇ）「ここで、上記構成は運転データ記録装置２の演算部２０と管理データ処理装置３の演算部３０とで行われるものであり、特にどちらの演算部で処理されるかにつき本発明では限定されるものではないが、本実施例では運転評価手段３１以降が管理データ処理装置３の演算部３０で処理されている。」（第６頁左上欄第１５行～右上欄第１行）」

上記記載事項３ａ～３ｇ及び図面の記載によれば、甲第３号証には、次の発明が記載されているといえる（以下、「甲３発明」という。）。

「スピードの出し過ぎや急発進・急制動を判定して、車輛を利用するドライバーの運転状態を管理する車輛運転管理システムであって、車輛に搭載された運転データ記録装置２と、運転データ記憶部１ａとドライバーの識別コードが書き込まれた識別データ記憶部１ｂとを有し、運転データ記録装置２によって運転データが書込まれるＩＣカード１と、給油所等に設置される磁気テープ読取式データ処理装置４と、管理事務所に設置される管理データ処理装置３から構成され、運転データ記録装置２には車速を検出する検出部５が接続され、運転データ記録装置２の演算部２０は、安全スピード判定手段１３、スピード変化率算出手段１１、粗雑運転判定手段１２等を備え、車速データが基準スピードを超えるか否かを判定するとともに、車速データから算出された速度変化率と予め設定された基準変化率を比較して急速発進及び急制動を判定し、これらの運転データがＩＣカード１に書き込まれて管理データ処理装置３側で読み出しを行うことができるようにし、管理データ処理装置３の演算部３０は、安全スピード運転評価手段３３、粗雑運転評価手段３２等を備え、安全スピード判定手段１３で判定された基準スピード以上のスピードを出した回数をカウントしてポイントを算出するとともに、粗雑運転判定手段１２で判定された急速発進及び急制動の回数をカウントしてポイントを算出し、さらに、ドライバーがガソリンスタンドで給油するときは、給油所にある磁気テープ読取式データ処理装置４にＩＣカード１から識別コードを読取らせ、給油量等のデータと一体化して記録させ、磁気テープ読取式データ処理装置４で処理したデータがドライバーの識別コードに基づいて管理データ処理装置３で統合的にデータ処理される車輛運転管理システム。」

２．訂正発明における「特定挙動」について

訂正発明における「特定挙動」に関して、訂正明細書には以下の事項が記載されている。

「【０００６】さらに、従来のこの種の運行管理システムでは、運転者による操作傾向を把握して事故等の発生を未然に防止するための情報を生成するという観点は存在しなかった。例えば自動車においては、交通事故発生の約７割は交差点等、運転者に複合操作が要求される箇所で発生している。すなわち、運転動作としては、アクセルまたはブレーキの操作を行うとともに、ハンドルの操作も行う必要のある箇所である。従来では、このような交通事故発生率の高い箇所での運転操作に対して、危険を認識する工夫が十分ではなかった。

【０００７】そこで本発明は、車両等の移動体の操作傾向を適切に把握することができる、移動体の操作傾向解析技術を提供することを主たる課題とする。」

「【００３０】データ読取部１３３は、メモリカード２０に設定された条件パターン、すなわち、車両の特徴的な挙動、例えば危険挙動の事実（以下、「イベント」）が発生したと認識するための一つの閾値または複数の閾値の組み合わせ又は例えば交差点旋回等の挙動パターンを認識してイベント抽出部１３２へ伝えるものである。」

「【００３４】イベント抽出部１３２において認識されるイベント毎の条件パターンは、例えば、図２、図３に示すものである。図２は急発進の場合の条件パターン、図３は交差点における条件パターンであり、それぞれ「リターンＯＮ」はイベント認識、「リターンＯＦＦ」は非認識を表す。なお、これらの条件パターンは例示であり、事後的に修正したり、追加設定できるようになっている。」

「【００４９】データ収集条件には、例えば、図８（ｂ）に示されるように、１秒間の間に変化する角速度が 10° を越えた場合等が挙げられる。このような条件が満足された場合、特定挙動が発生したと判断され、発生前後の所定時間（例えば、前後３０秒）の測定データがメモリカード２０に記録される。例えば、カーブを曲がるパターン（特定の挙動）の測定データを収集するように、メモリカード２０に収集条件を設定する。具体的には、カーブ走行を 20° /秒以上で旋回した場合を収集条件として設定すると、この条件を満足する挙動（設定値を超える挙動）に対して高周波信号（例えば、 10MHz ）を用いて収集される。収集された測定データは以降に説明する解析手法を用いることにより運転者の移動体操作傾向が解析される。

【００５０】また、解析対象となる特定挙動の発生を判断するタイミングとしては、

- (a) 停止状態から発進したとき
- (b) 交差点におけるカーブ走行発生時
- (c) 特定地点を通過したとき
- (d) 所定のしきい値以上の角速度、加速度、速度等が発生したとき

等が挙げられ、このタイミング前後の所定時間だけ測定データを収集するように設定することができる。」

「【００６９】前述したデータ解析は、挙動解析装置３０においてメモリカード２０からデータが読み出された後に行われる。このような収集条件の設定による測定データの収集と、解析とを繰り返し行うことにより、危険挙動を検出するのみではなく、対象となる運転パターンを収集して運転傾向を数値化することができる。さらに、解析された運転傾向をもとに、さらに収集条件をメモリカード２０に設定するようにしても良い。」

上記各記載事項から理解されるように、訂正発明における「特定挙動」とは、停止状態から発進したとき、交差点におけるカーブ走行発生時、所定のしきい値以上の角速度、加速度、速度等が発生したときなどをいうものであり、事故につながるおそれのある危険な操作に伴う車両の挙動のことと解される。

3. 訂正発明1の進歩性

訂正発明1と甲3発明を対比する。

甲3発明の「車輛」、「車速」、「検出部5」、「スピードの出し過ぎや急発進・急制動」、「ＩＣカード1」、「運転データ記録装置2」、「ドライバーの識別コード」は、それぞれ訂正発明1の「移動体」、「移動体の挙動」、「センサ部」、「特定挙動」、「カード状記録媒体」、「記録手段」、「移動体の操作者の識別情報」に相当し、甲3発明の車輛運転管理システムにおける「検出部5」、「ＩＣカード1」、「運転データ記録装置2」等は、訂正発明1の「データレコーダ」に相当する。

甲3発明は、スピードの出し過ぎや急発進・急制動を判定するものであるから、訂正発明1における「移動体の操作傾向の解析が可能となる」との要件を備えるといえる。

甲3発明のＩＣカード1には、ドライバーの識別コードが書き込まれた識別データ記憶部1bを有するものであるから、甲3発明は、訂正発明1における「記録媒体は、前記移動体の識別情報、前記移動体の操作者の識別情報、前記移動体の挙動環境の少なくとも1つに従って分類される分類毎に作成された」との要件を備える。

したがって、訂正発明1と甲3発明は、訂正発明1の表記にしたがえば、「移動体の挙動を検出するセンサ部と、前記センサ部で検出された当該移動体の挙動において特定挙動の発生の有無を判定し、前記移動体の操作傾向の解析が可能となるように、前記特定挙動の発生に応じて挙動に関わる情報を所定の記録媒体に記録する記録手段とを有し、前記記録媒体は、前記移動体の識別情報、前記移動体の操作者の識別情報、前記移動体の挙動環境の少なくとも1つに従って分類される分類毎に作成されたカード状記録媒体であるデータレコーダ。」の点で一致し、次の点で相違する。

[相違点]

訂正発明1は、特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集するための収集条件に適合する挙動の情報をカード状記録媒体に記録するものであり、かつ、該収集条件が該カード状記録媒体に設定されているのに対して、甲3発明は、そのようなものでない点。

上記相違点について検討すると、特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集してカード状記録媒体に記録すること及び該収集条件を該カード状記録媒体に設定することは、甲第1号証及び甲第2号証のいずれにも記載されていない。

したがって、訂正発明1は、甲第1号証ないし甲第3号証に記載された発明に基いて当業者が容易に発明できたものであるとはいえない。

なお、請求人は、甲第4号証及び甲第6号証の1ないし甲第6号証の5を提出し、「発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分」収集することは周知技術であるとしているが、甲第4号証に記載されたものは、車両の整備（メンテナンス）を行うために必要な情報を得るものであるし、甲第6号証の1ないし甲第6号証の5に記載されたものは、事故ないし強い衝撃が外部から加わったときの事後解析のためにデータを記録するものであるから、いずれも、移動体の操作傾向の解析が可能となるように、特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を収集するものとはいえない。

4. 訂正発明2の進歩性

訂正発明2と甲3発明を対比する。

甲3発明の「車輛」、「スピードの出し過ぎや急発進・急制動」、「運転データ」、「ＩＣカード1」、「管理データ処理装置3」は、それぞれ訂正発明2の「移動体」、「特定挙動」、「当該挙動に関わる情報」、「記録媒

体」，「コンピュータ装置」に相当する。

甲3発明は，ICカード1に書き込まれた運転データを管理データ処理装置3側で読み出し，管理データ処理装置3の演算部30が，安全スピード判定手段13で判定された基準スピード以上のスピードを出した回数をカウントしてポイントを算出するとともに，粗雑運転判定手段12で判定された急速発進及び急制動の回数をカウントしてポイントを算出するものであるから，訂正発明2における「当該挙動に関わる情報が記録された記録媒体からその記録情報を読み出す処理」及び「読み出した情報から当該移動体の操作傾向を解析する処理」を「コンピュータ装置に実行させる」との要件を備えるといえる。

したがって，訂正発明2と甲3発明は，訂正発明2の表記にできるだけしたがえば，

「移動体の挙動を特定挙動と判定して当該挙動に関わる情報が記録された記録媒体からその記録情報を読み出す処理，読み出した情報から当該移動体の操作傾向を解析する処理をコンピュータ装置に実行させるためのデジタル情報が記録された，コンピュータ読取可能な記録媒体。」の点で実質的に一致し，次の点で相違する。

[相違点]

訂正発明2は，特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集するための収集条件を記録媒体に設定する処理をコンピュータ装置に実行させるものであるのに対して，甲3発明は，そのようなものでない点。

上記相違点について検討すると，特定挙動の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集して記録媒体に記録すること及び該収集条件を該記録媒体に設定することは，甲第1号証及び甲第2号証のいずれにも記載されていない。

したがって，訂正発明2は，甲第1号証ないし甲第3号証に記載された発明に基いて当業者が容易に発明できたものであるとはいえない。

5. 小括

訂正発明1及び訂正発明2は，甲第1号証ないし甲第3号証に記載された発明に基いて当業者が容易に発明できたものではなく，また，訂正発明1及び訂正発明2が甲第1号証ないし甲第3号証のいずれかに記載された発明でないことは明らかである。

第5 独立特許要件

訂正発明1が甲第1号証ないし甲第3号証に記載された発明に基いて当業者が容易に発明できたものではない以上，訂正発明1の下位概念にあたる訂正後の請求項10及び請求項11に係る発明も，甲第1号証ないし甲第3号証に記載された発明に基いて当業者が容易に発明できたものではない。

請求項10及び請求項11の訂正は，特許法第134条の2第5項で準用する同法第126条第5項の規定（独立特許要件）を満たす。

したがって，「第3」の「2. 訂正の適否についての検討」と併せると，本件訂正は適法なものといえる。

第6 むすび

以上のとおりであるから，本件訂正は適法なものであり，請求項9及び請求項15に係る発明についての特許は，特許法第29条第1項または第2項の規定に違反してなされたものとはいえない。

また，他に，請求項9及び請求項15に係る発明を無効とすべき理由も見当たらない。

審判に関する費用の負担については，特許法第169条第2項の規定において準用する民事訴訟法第61条により請求人が負担すべきものとする。

よって、結論のとおり審決する。

平成 24 年 2 月 27 日

審判長	特許庁審判官	千馬 隆之
	特許庁審判官	杉浦 貴之
	特許庁審判官	小関 峰夫

(行政事件訴訟法第 46 条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から 30 日
(附加期間がある場合は、その日数を附加します。)以内に、この審決に係
る相手方当事者を被告として、提起することができます。

[審決分類] P 1 1 2 3 . 1 1 3 - Y A (B 6 2 D)
1 2 1
8 3 2
8 5 6

審判長	特許庁審判官	千馬 隆之	8009
	特許庁審判官	小関 峰夫	8511
	特許庁審判官	杉浦 貴之	9723